

令和5年度 埼玉県認知症介護基礎研修
～ 実 施 要 項 ～

1 目的

介護保険施設・事業所等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という）に従事する介護職員等に対して、認知症介護に関する基礎的な知識および技術を習得するための研修を実施することにより、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすることを目的とします。

2 実施主体

埼玉県

3 委託機関

- (1) 実施主体の事業に係る運用事務を公益財団法人介護労働安定センター埼玉支部（以下「介護労働安定センター」という）に委託することとします。
- (2) 介護労働安定センターは、社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター（以下「仙台センター」という）が管理するeラーニングシステムを使用し、管理・運用します。

4 受講対象者

次の(1)(2)(3)をすべて満たす者

- (1) 埼玉県内（さいたま市を除く^{※1}）に所在地のある介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等

※1 さいたま市内に所在地のある介護保険施設・事業所等は、さいたま市が実施する研修にお申し込みください。

- (2) 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者^{※2}
- (3) 認知症介護実践研修（実践者研修、実践リーダー研修）、認知症介護指導者養成研修等の未修了者

※2 令和3年度介護報酬改定により、無資格者に対する本研修の受講が義務づけられています。当該義務づけの適用にあたり、既存の職員は令和6年3

月31日まで経過措置があります。また、新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した職員は採用後1年間の猶予期間が設けられています。

- ※2 受講対象者についての詳細は「FAQよくある質問（埼玉県庁作成）」にも記載がありますのでそちらもご覧ください。

5 受講受付期間

受講受付は、令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）までとします。
3月はシステム上混み合いますので、余裕を持ってお申込みください。

6 研修の方法

- (1) 仙台センターが管理するeラーニングシステムを使用します。
- (2) 「eラーニング」とは、インターネット上に掲載された講義動画や確認テスト等の学習コンテンツを受講者が視聴等して学習する仕組みです。パソコン、タブレット端末、スマートフォンで24時間いつでも受講可能です。
- (3) 仙台センターのシステムは日本語能力N4レベル（JLPT）程度の「やさしい日本語」に切り替えることもできます。また、ベトナム語、英語、インドネシア語、中国語、ビルマ語の補助テキストがあります（講義動画や確認テストが外国語に対応しているわけではありません）。
- (4) 受講にあたり以下の条件をすべて満たしている必要があります。
 - ア 必要環境：HTML5対応ブラウザおよびJavascriptが有効になっていること
 - イ 対応端末：上記環境を満たしたパソコン・各種タブレット端末・スマートフォン
 - ウ 対応ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari（いずれも最新版）

7 受講料

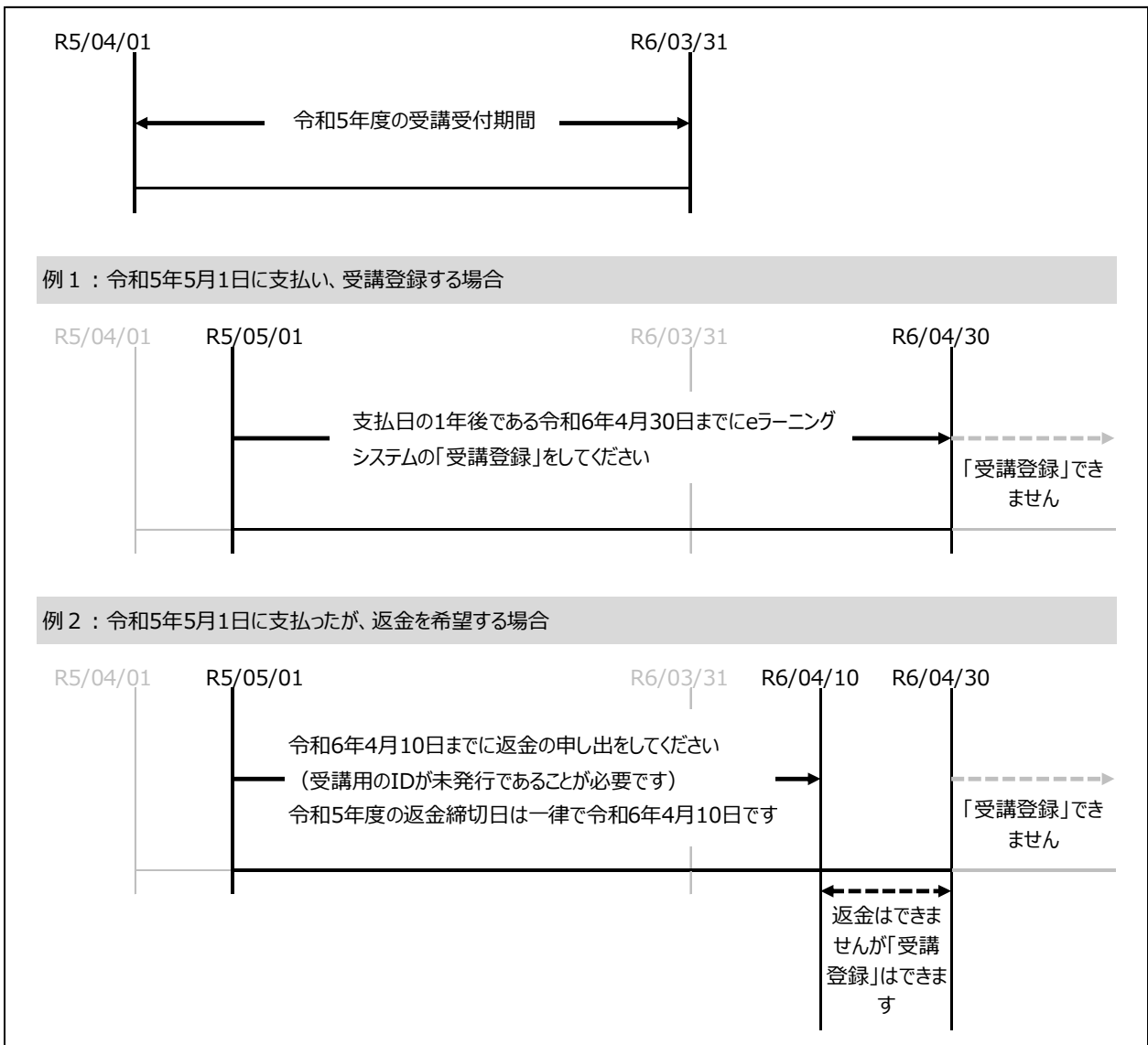
- (1) 受講料は1人あたり1,700円(税込)です。
- (2) 受講料は、介護労働安定センターが発行する「請求書」に基づきお支払いください。令和4年度まで使用していた銀行口座とは異なり、支払い方法も変更となっておりますのでご注意ください。
- (3) 「請求書」や支払い方法の詳細については、別紙1「受講申込の流れ・受講料のお支払い方法」の中の「**2 受講料の支払い**」をご覧ください。

8 受講料の返金について

- (1) 次のア・イ・ウを、すべて満たす方がご返金の対象です。
 - ア 受講用のIDがまだ発行されていないこと（受講用のID発行後は、いかなる場合でも返金の対象外です）。
 - イ 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に受講料を支払っていること。
 - ウ 返金の申し出を令和6年4月10日までにしていること（令和6年4月11日以降の返金申し出は返金の対象外です）。
- (2) 上記ア・イ・ウをすべて満たし返金を希望される方は、速やかに介護労働安定センター埼玉支部へお申し出ください（電話番号は最終ページに記載しています）。
- (3) 返金する場合は、返金をするために生じる振込手数料を差し引いたうえで、残額を返金します。
- (4) 受講料を支払った日から起算して **1年間「受講登録」※3がない場合は、受講意思が無いものとみなし事務手続きを取り消します**。この場合、**返金はなく**その受講料に対応した受講用IDの発行は一切行いません。1年経過後に受講を希望される場合は再度受講料をお支払いいただく必要があります。

※3 「受講登録」とは、別紙1「受講申込の流れ・受講料のお支払い方法」の「**4 eラーニングシステムへの登録【受講希望者本人が行うこと】**」に記載のとおり、名前や生年月日、パスワードなどを登録する作業のことです。受講用のIDを既にお持ちの方は、この「受講登録」の作業が完了していることを意味しています。

(5) 受講登録の期日や返金期日の考え方については下図もご参照ください。



9 修了証書について

- (1) すべてのコンテンツを視聴しすべての確認テストを終了すれば、eラーニングシステム上から修了証書を発行できます。
- (2) 修了証書はPDFファイルです。パソコン等に保存し印刷も可能です。
- (3) 研修修了直後でなくても修了証書の発行はできます。後日修了証書が必要になった場合は再度ログインし、修了証書の発行画面へ進んでください（表示・保存するための有効期限のようなものは現状特段ありません）。

10 注意事項

- (1) 令和5年4月1日から受講料のお支払い方法を変更しております。 令和4年度とは異なりますのでご注意ください。詳細は別紙1「受講申込の流れ・受講料のお支払い方法」の中の「**2 受講料の支払い**」をご覧ください。
- (2) 受講用のIDやパスワードはその受講者の方専用のもので使い回しはできません。また、「受講登録」で登録するメールアドレスは受講用のIDに紐付くものであるためこちらも使い回しもできません。
- (3) 一連の申込手続きが完了しますと、登録したメールアドレスに受講用のIDが届きます。そのメールが届いた日から起算して原則14日以内に受講を修了してください。
- (4) 申込みから受講料の支払い、修了証書の受領に至るまで、埼玉県、介護労働安定センター、仙台センターの指示に従い手続き等を進めてください。
- (5) 替え玉受験をはじめとした不正行為があった場合は、その後当該施設・事業所からの申込は一切受け付けません。
- (6) IDとパスワードが分からなくなった場合は、トップページ(<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>)から、「ID・パスを忘れたかたはこちら」へアクセスしお手続きをしてください(埼玉県および介護労働安定センターでお調べしたり再発行したりすることはできません)。

11 本研修に関するお問合せ先

埼玉県ホームページにて「よくある質問(FAQ)」も掲載しております。

お電話いただく前に、今一度ご参照ください。

受講申込み、受講許可に関すること	公益財団法人 介護労働安定センター 埼玉支部	電話： 048-813-2551
その他研修に関すること	埼玉県庁 地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当 大野・橋本	電話： 048-830-3251